

# 川辺東小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は川辺東小学校 P T A (以下「本会」という) と称し、事務局は川辺町立川辺東小学校 (以下「本校」という。) 内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は本校児童の父母又はこれに代わる者 (以下「保護者」という) と、本校に勤務する教職員とが協力して、家庭、学校及び社会における児童の健全なる成長を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭が、緊密な連絡によって相互の理解を深める。
- (2) 児童の教育環境の充実に努める。
- (3) 児童の福祉向上と心身の健全な発達のため、より良い環境を作る。
- (4) 保護者と教職員が児童の幸福のために、お互いに学習に基づいた活動を推進する。
- (5) 前各号に定める他、必要と認める活動をする。

(方針)

第 4 条 本会は前条の活動に当たり、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従わなければならない。

- (1) いかなる政党や宗教及び営利的な企業をも支援しない。
- (2) もっぱら営利を目的とする行為は行わず、他のどんな団体や機関の支配や干渉も受けない。
- (3) 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努める。
- (4) 学習を通じて会員が正しく理解し、かつ認識を深めて世論を喚起し関係方面に善処を促す。
- (5) 学校の管理や教職員の人事に関与しない。

## 第 2 章 会員及び役員

(会員)

第 5 条 本会の会員は保護者及び本校に勤務する教職員とする。

(権利)

第 6 条 本会の会員はすべて平等に権利を有する。

(義務)

第 7 条 本会の会員はすべて第 2 条の目的と第 4 条の方針に従って活動する義務がある。

(役員)

第8条 本会は次の役員を置く。

- (1)会 長 1名(保護者)
- (2)副会長 2名(保護者)(該当学年の会員数によって1名の場合有り)
- (3)書 記 2名(保護者1名、教頭1名)
- (4)会 計 2名(保護者1名、教務主任1名)
- (5)監 査 2名(前年度の会計と地区委員長)

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 年度途中に就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の選出については別に定めるところによる。

(任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括してその責に任ずる。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を代行する。
- (3)書記は庶務を整理し、その記録を保管する。
- (4)会計は会計事務を処理し、その記録を整理保管する。
- (5)監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第11条 本会には前年度会長を顧問としておくことができる。

## 第3章 総 会

(総会)

第12条 総会は本会の最高決議機関であり会員により構成される。

(審議)

第13条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1)事業計画の決定、事業報告の承認
- (2)予算の決定、決算の承認
- (3)役員選任の承認
- (4)規約の改正

(緊急を要する事項)

第14条 前条の規定にかかわらず、総会において決定すべき事項で緊急を要するものは会長が実行委員会に付託し決定することができる。

2 前項で決定された事項については、総会で報告し承認を求めなければならない。

(総会の召集)

第15条 総会は会長が召集し、毎年度始め1回開催することを原則とする。

(総会の成立と議決)

第16条 総会は会員数の2分の1（委任状を含む）の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。

(臨時総会)

第17条 会長が必要と認めたとき、役員総会が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の同意をもって要求があったとき、会長は臨時総会を召集しなければならない。

## 第4章 執行機関

(学年委員会)

第18条 本会に学年委員会を置く。

- 2 学年委員会には各学級で2名の選出された保護者（学級委員）により構成する。
- 3 学年委員会には学級委員の互選により委員長、副委員長各1名を置く。
- 4 学年委員会は本会の活動の推進を図るため、各学年において諸問題の解決にあたる。

(地区委員会)

第19条 本会に地区委員会を置く。

- 2 地区委員会は地区で選出された保護者により構成する。
- 3 地区委員会は本会の活動の推進を図るため、各地区の状況調査及び諸問題の解決にあたる。
- 4 地区委員会には地区委員の互選により委員長、副委員長各1名を置く。
- 5 別表1に変更が生ずる場合、会長が実行委員会に付託し決定することができる。

(役員総会)

第20条 本会の会務を執行するために役員総会を置く。

- 2 役員総会は役員（監査を除く）教職員及び学年委員会、地区委員会、専門委員会の各委員により構成する。
- 3 役員総会は会長が召集する。
- 4 役員総会の任務は次のとおりとする。
  - (1)重要会務の立案審議
  - (2)予算編成及び財務に関する審議
  - (3)総会に提出する議案の準備
  - (4)その他会務執行に必要な事項の審議
- 5 役員総会は第2項における構成員の2分の1の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第21条 役員会は役員（監査を除く）及び学校長により構成し、必要の都度会長が召集し本会の運営についての案件を立案する。



2 前項のほか緊急を要する場合、実行委員会に代わってこれを処理することができるものとし、事後に実行委員会の承認を得るものとする。

(実行委員会)

第22条 本会の活動を円滑に推進するために、実行委員会を置く。

2 実行委員会は役員（監査を除く）及び学校長、学年委員会の委員長、副委員長、地区委員会並びに専門委員会の委員長、副委員長により構成する。

3 実行委員会は会長が召集し、副会長が議長を務める。

4 実行委員会の任務は次のとおりとする。

(1)役員会、専門委員会の企画する案件を審議し、実施に協力すること。

(2)総会、役員総会に代わって緊急事項を処理すること。

(3)本校児童及び会員等の慶弔に関する処理。ただし、額及び適用範囲並びに支給方法等は別に定めるところによる。

(4)その他必要な事項の審議及び処理。

5 実行委員会は第2項における構成員の2分の1の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会に諮り会長が定める。

(専門委員会)

第24条 本会には会務の執行に必要な場合、役員総会の決定により専門委員会を置くことができる。この場合専門委員会の役員は、役員（監査を除く）、教職員、学級委員、地区委員の中から会長が委嘱する。

2 専門委員会には専門委員の互選により委員長、副委員長各1名を置く。

3 専門委員会を設置した場合は、その事業計画を総会に諮り承認を得るものとする。

## 第5章 会 計

(会計)

第25条 本会の経費は会費、寄付金及び雑収入等をもってこれに充てる。

2 会費額は一年3,600円とする。

3 会費は口座引落としとし、5月に各金融機関の口座より振込みをする。また、転入生については月割計算により徴収する。

4 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

5 会費額の変更は実行委員会で審議し、総会で承認を得るものとする。

附則 この規約は（昭和年月日不詳）より施行する

附則 平成14年4月1日 一部変更

附則 平成18年3月6日 一部変更

附則 平成20年4月27日 一部変更

附則 平成21年4月24日 一部変更

別表1 (第19条第5項)

| 地 域              | 地 区    | 地 区    | 地 区    | 地 区 |
|------------------|--------|--------|--------|-----|
| 下飯田・福島           | 下飯田    | 段      | 久口     | 神田  |
| 比久見1番地           | 比久見1番地 | 比久見1番地 |        |     |
| 比久見2番地<br>月ヶ洞・中野 | 比久見2番地 | 比久見2番地 | 月ヶ洞・中野 |     |
| 比久見3番地<br>比久見4番地 | 観音1    | 観音2    | 花郷     | 堀端  |
| 下吉田              | 下吉田    |        |        |     |

# 川辺東小学校PTA積立金規約

## 第1章 名 称

第1条 積立金の名称は次の通りである。

- (1)「川辺東小学校PTA積立金」と称する。

## 第2章 目 的

第2条 次の目的をもって積立てるものである。

- (1)上米田小学校及び川辺東小学校の記念行事の積立金とする。
- (2)その他、会長が認めた事業の積立金とする。

## 第3章 会 計

第3条 本会の経費は次の通りである。

- (1)積立金は毎年1万円程度とする。ただし、状況に応じて実行委員会で検討する。
- (2)本会の会計は実行委員会で承認を得て4月総会において報告する。
- (3)本会の会計は別会計として定期預金又は普通預金にしておく。

## 第4章 使用手続き

第4条 本会計は次の手順によつてのみ使用することができる。

- (1)役員会で検討し実行委員会で承認を得る。

## 第5章 規約改正

第5条 本規約は役員総会において出席者の3分の1以上の同意を得て改正することができる。

第6条 本規約の定めるものの他に必要な事項は役員総会の承認を得て会長が決める。

## 川辺東小学校PTA弔慰規定

### 1. 弔事

会員、児童及び本校関係者（校医、薬剤師）に死亡、疾病、その他不慮の災害が起きた場合、弔意を次のようにする。

| 事項               | 弔問・通夜                      | 会葬                    | 香料・供物等                  |
|------------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 保護者死亡            | 会長<br>学年委員代表<br>淋し見舞い3000円 | 会長<br>副会長、学年委員代表      | 香料 5000円<br>生花 一對<br>弔電 |
| 保護者の家族死亡         | 弔問、通夜はしない                  | 会葬はしない                |                         |
| 児童死亡             | 会長<br>学年委員代表<br>淋し見舞い3000円 | 会長<br>学年委員代表          | 香料 5000円<br>生花 一對<br>弔電 |
| 教職員死亡            | 会長<br>淋し見舞い3000円           | 会長<br>副会長<br>当該学年委員代表 | 香料 5000円<br>生花 一對<br>弔電 |
| 職員の配偶者、父母死亡（生計同） | 会長<br>淋し見舞い                | 会長<br>副会長             | 香料 3000円<br>弔電          |
| 教職員の父母死亡（生計異）    | その都度協議                     | その都度協議                | 香料 3000円<br>弔電          |
| 教職員の子ども死亡        | 会長<br>淋し見舞い                | 会長<br>副会長             | 香料 3000円<br>生花 一對<br>弔電 |
| 本校関係者<br>本人、家族死亡 | その都度協議                     | その都度協議                | その都度協議                  |

### 2. 疾病、負傷、被災等

|          |                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会員の疾病、負傷 | 4週間以上入院もしくは病にある場合<br><br>見舞い金 3000円<br><br>保護者の場合は当該地区委員または当該学年委員代表が、<br>教職員の場合は役員の代表がそれぞれ見舞う。 |
| 会員の被災等   | その都度協議する                                                                                       |

### 3. 備考

- (1) 以上の規定は原則であって、必要に応じて役員会で協議することがある。
- (2) 町内のPTA関係者、教育関係者等については4校のPTA会長で打合せて同一歩調をとる。
- (3) 返礼は、なしとする。